

老後を安心してすごすために自助努力の必要性は、ますます高まっています

意向確認【ご加入前のご確認】拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

1 平均寿命は年々伸びています。<厚生労働省「令和5年簡易生命表」>

令和5年の簡易生命表によると日本人の平均寿命は男性が81.09年、女性が87.14年となっています。

充実した老後を送るには、生活資金の確保が重要です。

2 ゆとりある老後生活のために自助努力が必要です。

世帯主が65歳以上で無職である世帯（夫婦のみ）の家計をみると、実収入は244,580円、支出全体は282,497円となっています。



高齢夫婦無職世帯の家計収支		<総務省「家計調査年報」／2023年>						
65歳以上世帯の月間収支例		実収入 244,580円						
収入 約24.4万円		社会保障給付 218,441円 89.3%						
支出 紦28.2万円		可処分所得 213,042円						
差異 紅約-3.8万円		消費支出 250,959円						
非消費支出 31,538円	食料 29.1%	住居 6.7%	光熱・水道 8.9%	保健医療 6.7%	交通・通信 12.2%	教養娯楽 9.8%	20.3%	不足分 37,916円 うち交際費 9.7%
	家具・家事用品 4.2%				教育 0.0%	被服及び履物 2.1%		その他の消費支出

- (注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、65歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。
5 図中の「不足分」とは、「実収入」と、「消費支出」及び「非消費支出」の計との差額である。
6 記載の数字は、表章単位未満を四捨五入しているため、内訳を足し上げても必ずしも合計とは一致しません。

3 生命保険料控除の対象のため課税負担が軽減される可能性があります。

掛け金から運営事務費を控除した額（保険料）が個人年金保険料控除（旧制度）の対象となります。

旧制度の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。控除額は年間の払込保険料等に応じて変わります。

所得税	
年間の払込保険料等	控除額
25,000円以下	払込保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	払込保険料等×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	払込保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

「一般」「個人年金」あわせて10万円が控除適用限度

住民税	
年間の払込保険料等	控除額
15,000円以下	払込保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	払込保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	払込保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

「一般」「個人年金」あわせて7万円が控除適用限度

※旧制度の控除額は、2011年12月31日以前に締結した保険契約等の控除額です。

※満50歳以上で加入された方は一般の生命保険料控除の対象となります。

※税務の取扱いについては、税制改正により、今後変更となることがあります。

電力総連

年金制度のしくみ

【掛金】

- 月 払 1口 2,000円(3口から 50口まで)
- 半年 払 1口10,000円(1口から 50口まで)
- 一時 払 1口100,000円(1口から200口まで)

ご加入例

- 加入年齢 …… 20歳(男性)
- 払込完了年齢 …… 60歳(年金受給開始)
- 月払掛金 …… 1万円(5口)
- 半年払掛金 …… 5万円(5口)

脱退のとき

「脱退一時金」が受取れます。

死亡のとき

「遺族一時金」(脱退一時金+払込掛金相当額*)が受取れます。

*払込掛金相当額：月払は1ヶ月分、半年払は半年分です。



ご加入例及び年金受取方法に記載の数値については、P.6の「給付内容についてのご注意」をご参照下さい。

若いうちから加入すれば無理なく大きな老後資金を準備できます！



[10年確定年金コースの場合]

10年間受取累計額

約1,150万円
(掛金累計880万円)

[一時金で受け取る場合]

年金原資

約1,092万円
(掛金累計880万円)

次の4つの年金コースからひとつをお選びください

①10年確定年金コース

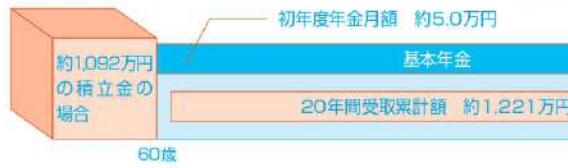
加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間支払われます。



ライフスタイルにあわせて4つの受取方法が選べます！

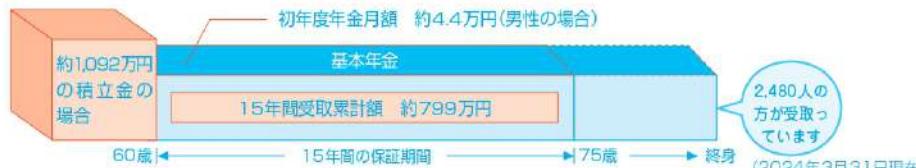
②20年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が20年間支払われます。



③15年保証期間付終身年金コース

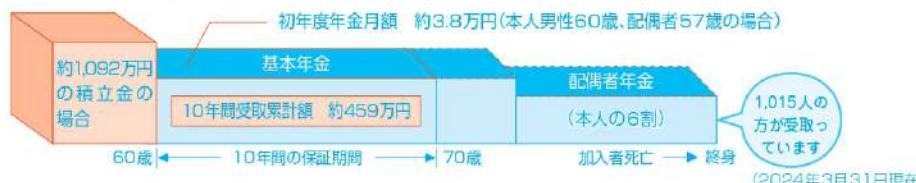
加入者が生存中、終身にわたり「年金」が受取れます。15年の保証期間中に加入者が死亡された場合は、残余保証期間、遺族に加入者の受け取っていた年金月額と同額の「年金」が支払われます。



④10年保証期間付夫婦連生終身年金コース

加入者または配偶者が生存中、終身にわたり「年金」が受取れます。10年の保証期間中に加入者が死亡された場合は、残余保証期間、遺族に加入者の受け取っていた年金月額と同額の「年金」が支払われます。

10年の保証期間経過後に加入者が死亡された場合は、配偶者に加入者の6割の「年金」が支払われます。



掛金 掛金から運営事務費を控除した額(保険料)が個人年金保険料控除の対象となります。〔他に個人年金保険料控除を受けていないとき〕ただし、満50歳以上で加入された方は一般の生命保険料控除の対象となります。

脱退一時金 一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。

一時所得の課税対象額 = (脱退一時金額 - 保険料控除合計額 - 50万円) × 1/2 (他に一時所得がない場合)

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合は、法定相続人1人につき、500万円まで非課税です。

年金 加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。

課税対象額 = (基本年金額 + 増加年金額) - $\left(\frac{\text{基本年金額} \times \text{払込保険料合計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}} \right)$

※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。

税務の取扱いについては、税制改正により、今後変更となることがあります。